

---

### III 資料編

---

### Ⅲ 資料編

## Ⅲ-1 策定の経緯

### 1 鹿嶋市総合計画策定の経過

2020（令和2）年度		
実施日	項目	概要
令和2年8月3日	ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社常陽銀行</li> <li>なめがたしおさい農業協同組合</li> <li>鹿嶋ライフガードチーム</li> <li>どろんこきつず</li> </ul>
令和2年8月5日	ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり鹿嶋株式会社</li> <li>(一社) かしま青年会議所</li> <li>鹿嶋市商工会</li> </ul>
令和2年8月7日	ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー</li> <li>(一社) 鹿島医師会</li> <li>NPO 法人ニューライフカシマ 21</li> <li>NPO 法人田楽</li> </ul>
令和2年8月21日	令和2年度 第1回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三次総合計画について</li> <li>第四次総合計画の策定方針について</li> </ul>
令和2年9月12日	第1回鹿嶋市の「未来のシナリオ」作成ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>オリエンテーション</li> <li>計画期間内に起こりえる社会の変化の予測 [参加者 34名]</li> </ul>
令和2年11月16日	ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿島灘漁業協同組合</li> </ul>
令和2年11月21日	第2回鹿嶋市の「未来のシナリオ」作成ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大のため中止</li> </ul>
令和3年1月12日	令和2年度 第2回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>『未来のシナリオ』作成ワークショップについて</li> <li>第四次総合計画の策定状況について</li> <li>現総合計画及び総合戦略事業の進捗について</li> <li>地方創生推進交付金事業について</li> </ul>
令和3年1月29日～ 令和3年2月12日	市民意識調査（一般調査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>19歳から69歳までの市民を対象</li> <li>配布数3,000名，回収数1,014名（回収率：33.8%）</li> </ul>
令和3年2月上旬	市民意識調査（高校生）	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿嶋市に通学している高校2年生を対象</li> <li>配布数690名，回収数502名（回収率：72.8%）</li> </ul>
令和3年2月21日	第3回鹿嶋市の「未来のシナリオ」作成ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿嶋市の将来像（市民が共有するビジョン）</li> <li>鹿嶋市で実現できる世代別の暮らしのデザイン</li> <li>将来像を実現するためのシナリオ</li> </ul>
令和3年3月24日	令和2年度 第3回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識調査の結果について</li> <li>『未来のシナリオ』作成ワークショップについて</li> <li>第四次総合計画の基本構想について</li> </ul>

2021（令和3）年度		
実施日	項目	概要
令和3年4月25日	第4回鹿嶋市の「未来のシナリオ」作成ワークショップ	・分野別の取組み（施策）の検討
令和3年6月26日	第5回鹿嶋市の「未来のシナリオ」作成ワークショップ	・施策の優先度の検討 ・歳出抑制シミュレーション
令和3年7月6日	令和3年度 第1回総合計画審議会	・現総合計画及び総合戦略事業の進捗について ・意識調査の結果について ・第四次総合計画の基本構想～施策について
令和3年10月12日	令和3年度 第2回総合計画審議会	・鹿嶋市人口ビジョンについて ・第四次総合計画の基本計画について ・まち・ひと・しごと創生総合戦略について
令和3年10月24日	第6回鹿嶋市の「未来のシナリオ」作成ワークショップ	・市民の意見を市政に反映する方法 ・参加のきっかけや意欲を作る方法
令和4年1月18日	令和3年度 第3回総合計画審議会	・鹿嶋市人口ビジョン（2022年改訂版）について ・第四次鹿嶋市総合計画について ・鹿嶋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2022年改訂版）について ・今後のスケジュールについて
令和4年2月7日～ 令和4年2月28日	パブリックコメントの実施	・第四次鹿嶋市総合計画案 ・鹿嶋市人口ビジョン（2022年改訂版）案 ・鹿嶋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2022年度版）案
令和4年2月7日 ・12日・20日	オープンハウスの実施	・第四次鹿嶋市総合計画案の概要をパネル展示 ・2月7日：鹿嶋市役所 第一庁舎 1階 ・2月12日：大野ふれあいセンター 多目的ホール前（展示ホール） ・2月20日：中央図書館 視聴覚室

Ⅲ 資料編

2 諮 問 書

鹿政諮問第 1 号  
令和2年8月21日

鹿嶋市総合計画審議会  
会長 大澤 義明 様

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第四次鹿嶋市総合計画（案）について（諮問）

別添，第四次鹿嶋市総合計画（案）について，貴審議会の意見を求めます。

### 3 答 申 書

令和4年3月15日

鹿嶋市長 錦 織 孝 一 様

鹿嶋市総合計画審議会  
会長 大 澤 義 明

#### 第四次鹿嶋市総合計画（案）について（答申）

令和2年8月21日付け、鹿政諮問第1号で諮問のあった第四次鹿嶋市総合計画（案）について、鹿嶋市総合計画審議会において慎重審議の結果、適切であるとの結論に達しましたので答申します。

計画の推進にあたっては、少子高齢・人口減少社会における社会の大きな変化に対して適時適切に対応し、鹿嶋らしさを生かし、地域を牽引するリーディング自治体を目指すまちづくりを推進されたい。

また、新たな将来像である「Colorful Stage KASHIMA ～ひとあざやかに ひとつのまちに～」の実現に向け、市民・事業者・行政の共創により、全ての市民が個性豊かに生き生きと生活ができるよう、各種施策及び事業の推進に取り組まれることを望みます。

## Ⅲ－２ 策定体制

### 1 鹿嶋市総合計画審議会規則

○鹿嶋市総合計画審議会規則

平成2年3月30日

規則第17号

注 平成27年10月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿嶋市附属機関に関する条例(平成2年条例第2号)第3条の規定に基づき、鹿嶋市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画に関して調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

2 審議会は、鹿嶋市人口ビジョンの策定に関し、必要な調査審議をするものとする。

3 審議会は、鹿嶋市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下この項において「戦略」という。)の策定に関し必要な調査審議、及び戦略に基づく施策の効果の検証を行うものとする。

(令2規則19・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命をうけ、会務を処理する。

(専門部会)

第7条 審議会に専門事項を調査審議するため、必要に応じて専門部会を付設することができる。

(庶務)

第8条 この審議会の庶務は、企画担当課が処理する。

(平27規則57・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年8月1日規則第28号)

この規則は、平成2年8月1日から施行する。

附 則(平成6年6月23日規則第22号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年9月1日規則第28号)

この規則は、平成7年9月1日から施行する。

附 則(平成27年10月13日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(令和2年5月22日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

III 資料編

2 鹿嶋市総合計画審議会名簿（任期：令和2年8月21日～令和4年3月31日）

No	所 属	氏 名	備 考
1	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所	総務部 鹿嶋総務室長	久保英士 令和2年度
			築瀬剛 令和3年度
2	株式会社鹿嶋アントラーズ・エフ・シー	地域連携チームマネージャー	吉田誠一 副委員長
3	鹿嶋市観光協会	副会長	内田多賀夫 令和2年度
		会計理事	田仲雄彦 令和3年度
4	鹿嶋市商工会	会長	水島正人
5	一般社団法人かしま青年会議所	副理事長	犬塚正一
6	まちづくり鹿嶋株式会社	タウンマネージャー	済藤哲仁
7	東日本旅客鉄道株式会社	鹿嶋神宮駅長	越川浩三郎 前任
			高橋淳也 後任：令和3年10月12日委嘱
8	なめがたしおさい農業協同組合	常務理事	小田倉智
9	鹿嶋灘漁業協同組合	参事	山本健生知
10	国土交通省関東地方整備局 鹿嶋港湾・空港整備事務所	所長	前田敬
11	常陸鹿嶋公共職業安定所	所長	高林宏治
12	茨城大学人文社会科学部 法律経済学科	教授	清山玲
13	筑波大学 システム情報系	教授	大澤義明 委員長
14	株式会社常陽銀行 鹿嶋支店	支店長	小松崎徹
15	日本製鉄鹿嶋労働組合	書記長	梅原清活 前任
			浅田昌秀 後任：令和3年10月12日委嘱
16	株式会社茨城新聞社 鹿嶋支社	支社長	高橋栄次
17	区長会	副会長	内田勇 令和2年度
		監事	佐藤淳雄 令和3年度
18	市民		宇野則子

(敬称略)

(オブザーバー)

鹿嶋市	副市長	市村修
-----	-----	-----

### III - 3 用語の解説

ここでは、本文中の解説を必要とする用語のうち、脚注に掲載しきれない専門用語について、追加で解説します。

頁	用語	説明
5	IoT	Internet of Things の略で、「モノのインターネット」のこと。家電や自動車といった身の回りの「モノ」自体がインターネットに接続したり相互に通信したりすることで、より便利に活用すること。
	AI	Artificial Intelligence の略で、「人工知能」のこと。人間の知的ふるまいをコンピュータを用いて人工的に再現すること。
	シェアリング	物、場所、仕事、サービスなどを複数人で共有すること。
	ビッグデータ	日々膨大に蓄積される、様々な種類や形式をもった巨大なデータ群のこと。これらを有効に活用することで、社会やビジネスに役立つ知見を生み出す可能性が期待されている。
	カスタマイズ	利用者の好みや使い方に合わせて、既存のコンピュータやソフトウェアの設定に手を加えて調整すること。
	フィンテック	金融（Finance）と技術（Technology）を掛け合わせた造語。金融分野と ICT（情報技術）を組み合わせて生まれる新しいサービスなどのこと。
	クラウド	クラウド（クラウドサービス、クラウドコンピューティング）とは、従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で利用者に提供するもの。利用者側が最低限の環境を用意することで、外出先などでも必要なときに必要なサービスを利用することが可能。
	ウェアラブル端末	手首や頭部などに装着して使用する端末（デバイス）のこと。メールや SNS をチェックするといったスマートフォンと同様の使い方のほか、運動の記録や健康管理等、様々な利用が可能。
14	市街化区域	既に市街地を形成している区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	一般的に市街化を抑制し、農地や山林、斜面緑地などを保全すべき区域。 鹿嶋市では、地区計画や区域指定の制度を利用して、市街化調整区域内においても住宅などの建築ができる区域を設け、バランスのとれた住みよいまちづくりを進めている。

頁	用語	説明
14	(地区計画)	<p>地区計画とは、市民生活に身近な地区を単位として、地区の特性に応じて道路や公園などの地区施設の配置や建物の建て方などについて、住民などの意見を反映し計画する制度。</p> <p>鹿島臨海鉄道大洗鹿島線の鹿島大野駅・長者ヶ浜潮騒はまなす公園前駅・荒野台駅の3駅周辺地区では、市街化調整区域内において日常生活の利便性向上や質の高い居住空間の形成を図るため、地区計画によるまちづくりに取り組んでおり、図-16中の「市街化調整区域(地区計画)」とは、これらの地区のこと。</p>
	(区域指定)	<p>区域指定とは、少子高齢化に伴う集落の過疎化対策や集落文化、集落コミュニティの維持・活性化を図るための方策で、市が条例で指定した区域であれば、市街化調整区域であっても、誰でも住宅等が建てられる制度。</p> <p>鹿嶋市では、主に小学校等の公共施設周辺の既存集落等に住宅の建築を促進し、集落の活性化を図るためにこの制度を導入しており、図-16中の「市街化調整区域(区域指定)」とは、これらの区域のこと。</p>
	(その他)	<p>図-16における「市街化調整区域(その他)」とは、市街化調整区域において、地区計画制度や区域指定制度を活用していない区域のこと。</p>
79	財政力指数	<p>地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。数値が高いほど、財源に余裕がある状態となり、1を超えると普通地方交付税の交付を受けない。</p>
	経常収支比率	<p>地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように経常的に支出される経費に、地方税、普通交付税などの経常的な収入が充当されている比率。概ね70~80%の間であることが理想とされ、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいる。</p>
	実質公債費比率	<p>地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。数値が高いほど、財政の弾力化性が低下している。</p>
	将来負担比率	<p>地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。数値が高いほど、将来、財政を圧迫する可能性が高い。</p>